

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第23号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(460)の7（略） <u>(460)の7の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u> <u>(460)の7の3 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u> <u>(460)の7の4 軽微変更該当証明書交付手数料</u> (460)の8～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(460)の7（略） (460)の8～(585)（略）

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。